

(7) 報酬・料金等の課税状況

区 分	人員	支払金額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	61,159	8,156,641	773,579
弁護士、税理士等の報酬又は料金	84,384	57,308,386	6,021,967
診療報酬	4,796	93,359,831	8,318,645
法第204条 職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	35,482	48,061,878	3,353,937
該当 芸能等についての出演等の報酬又は料金	3,503	2,835,326	287,210
バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	13,179	8,770,379	499,524
契約金・賞金	3,492	326,085	24,593
小 計	205,995	218,818,526	19,279,455
法第203条 公 的 年 金 等	33,953	55,437,244	400,402
の2 該当			
法第207条 生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	251,432	94,855,640	317,283
該当			
法第174条 芸 能 人 の 役 務 提 供 法 人 等 の 報 酬 又 は 料 金	527	3,621,511	348,263
該当			
計	491,907	372,732,921	20,345,403
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の	-	-	-

調査対象等：平成14年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成15年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。